

## 町税・保険料の納め忘れはありませんか？3月は滞納整理強化月間です！

滞納は、納期限内に納付している大多数の方との公平性を欠くだけでなく、町の財政を圧迫してしまいます。例えば、督促状の発送など滞納整理の経費に税金を使うことで、本来は町民の皆さんのために使うことのできるお金が減ってしまい、住民サービスの低下を招くことにつながります。

町では、滞納者に対して財産調査（預貯金、生命保険、勤務先からの給与、取引先への売掛金など）を行い、差し押さえなどの滞納処分を実施しています。また、自宅や事業所を直接訪問して搜索を行い、財産を差し押さえる場合もあります。なお、搜索によって差し押さえた財産は、インターネット公売などで売却し、売上金を滞納税等に充当しています。

税金は納期限内に納付をお願いします。事情により納付が困難な場合は、そのまま放置せずにご相談ください。

令和6年度 差押実績 (R6.6月～R7.5月)	
預貯金	218件
給与	26件
生命保険	17件
売掛金	12件
その他	45件
合計	318件
搜索	8件



押収品の一例。搜索は滞納者に事前に通知することなく実施します。

### 納税についてのQ&A

**Q 昨年より収入が減ってしまい納税できません**

A 町県民税や国民健康保険税などは昨年の収入額を基に計算されますので、納期限内の納付が困難になる場合があります。各期別での納付が困難な場合は、生活状況にあった納付計画と一緒に考えますのでお早めにご相談ください。

**Q 住宅ローンなどの借金があり納税できません**

A 納税は国民の義務であり、税金は個人の債務より優先されます。滞納が続くと、差し押さえの対象となりますので、早急に収支の見直しをして、納税を優先してください。

**Q いきなり差し押さえをされました**

A 滞納が発生するとまず督促状を送付します。次に催告書等を送付し、それでも納付がない場合に差し押さえを実施しています。約9割の方が納期限内に納付しています。納期限内の納付にご協力をお願いします

■問合せ 税務課収税係 ☎72-6904

## 防災のワンポイント ～被災（申出）証明書とは～

**■被災（申出）証明書とは**

り災証明書は住家の被害を証明するものに対し、被災（申出）証明書は住家以外の物件が被災した場合に、被災の申し出があったことを証明する書類です。

- 対象物件 車庫や家具などの非住家
- 使い方 被災物件の修理に伴う各種保険申請や災害ごみの処分の際に必要な場合があります。
- 対象災害 暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然災害  
※火災による被災証明は消防署で行っています。
- 申請方法 被災（申出）証明申請書、印鑑、写真などの被災状況が確認できるもの持参し、総務課窓口へ申請してください。

■問合せ 総務課危機管理係 ☎72-6901